

第5回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成18年10月18日（水） 午後4時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委員>

丸山一郎、於保真理、正田達夫、山内一也、井上博正、望月友子、西城智、
佐藤一幸、津山信夫、千葉俊之

<事務局>

福祉保健部長・福祉保健部次長・障害者福祉課長
自立支援担当主幹・障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事
株式会社生活構造研究所・半田・柏木

■ 議 事 1 開会

2 議題

- (1) 会議録について
- (2) 障害者福祉団体調査及びヒアリングの結果について
- (3) 障害者福祉施設調査の結果について
- (4) 指定疾病者アンケートの結果について
- (5) 地域生活支援事業について
- (6) 次回日程について
- (7) その他

■ 資 料 資料1 第4回府中市障害福祉計画検討協議会会議録（案）

資料2 障害福祉計画策定に向けた障害者福祉団体調査 調査結果（案）

資料3 障害福祉計画策定に向けた障害者福祉団体ヒアリング 主なご意見

資料4 障害福祉計画策定に向けた障害者福祉施設調査 調査結果（案）

資料5 障害福祉計画策定に向けた指定疾病者調査 調査結果（案）

追加資料1 市町村が実施している障害者雇用の助成制度（委員作成）

追加資料2 障害福祉計画 就労支援について（委員作成）

1 開会

事務局：松村委員、原田委員、雛倉委員から欠席のご連絡をいただいています。

会長：5回目になります。本日までのいただいたご意見をもとに、次回までに於保副会長が中心になって、計画の素案のようなものを作成していただきます。今回は、それを議論します。

傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。よろしいですか。

(委員了承、傍聴者の入場)

2 議題

(1) 会議録について

会長：前回の会議録について、何か問題はありますか。

委員：7ページの私の意見で、「若い方で、働いている方のニーズを把握することは重要ですので、ヒアリングができれば良いと思います。」とありますが、「行政側が出向いてヒアリングを行うべきだ」という趣旨を書いてください。

委員：6ページの私の意見で、「精神障害者保健福祉手帳の申請には医師の意見書は必要ないということもある」とありますが、年金証書と精神障害者保健福祉手帳を持っていない限り、医師の意見書は必要ようです。新たに申請する際は、医師の意見書は必要です。医師の意見書は、病院によって5千円から3万円までかかるので、安い値段に統一して欲しいと思います。

会長：協議会で意見した内容に間違いはないので、会議録は変更しなくて良いですか。

委員：良いです。「診断助成事業費」に精神障害者を加えて欲しいということ新たな意見として記録してください。

副会長：6ページの私の意見で、「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は20万人程度です。」とありますが、「30万人程度」に修正してください。

(委員了承)

(2) 障害者福祉団体調査及びヒアリングの結果について

(3) 障害者福祉施設調査の結果について

(4) 指定疾病者アンケート調査の結果について

(5) 地域生活支援事業について

会長：3つの調査結果について事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料2、3、4、5について説明)

会長：ヒアリング結果では、「親亡き後が心配」という意見がいまだにあり、驚きました。府中市障害者計画の策定協議会では、「府中市民が府中市内で生活できるようにしよう」という基本的な考え方をまとめました。あれから7、8年経ち、地域生活支援

のための様々な施策、サービスはあると思います。

委員：まだ府中市民の方々が、障害者のことを理解していないのだと思います。理解されていないので、地域の中で安心して暮らせる状態ではないのだと思います。特に精神障害者に対しては、まだ偏見・差別があります。また、精神障害者を守る家族会の意見にもあるように、公共交通機関を利用できない方も多いので、タクシー利用券の交付があれば便利だと思います。

会長：精神の方の場合は、まだサービスが充実していないかもしれません。

委員：働ける人が働くのは当たり前ですが、働けない人が働けるように支援してほしいと思います。

会長：具体的にはどのような施策が必要ですか。

委員：精神障害者の場合は、グループ就労、ジョブコーチが必要だと思います。

委員：在宅の方のために専門的知識をもった支援ワーカーの養成、体制の充実が必要だと思います。例えば、資料2の21ページの精神障害者を守る家族の会の「地域支援、就労支援について、これから団体として力を入れたいこと」には、「精神症状が悪化して、受診拒否・暴力的言動が起きたときに、家族とともに対応してくれるサービスを実現していくための運動を続ける」とあります。地域の中で暮らしている方がこのような状況になった時には、保健所が相談窓口になります。しかし、土日、祝日には対応できないので、新たな相談窓口、支援体制が必要です。また、資料4の9ページの精神障害者小規模通所授産施設の「障害者の地域生活への移行を支援するために力を入れている点」に書かれていることをみると、入所している方は適切なアドバイスや支援を受けやすい環境ができているように感じます。しかし、在宅で孤立している障害者に、支援が行き届くことは難しいと思います。

会長：府中市には、支援体制のメニューは多くあると思いますが、具体的にはどうすればよいですか。

委員：専門的知識をもった支援ワーカーの体制の充実が必要です。今後、病院が精神障害の方の退院を進めるということですが、地域生活では心配もあります。そのため、在宅支援として、病院は訪問看護ということで服薬の指導などを行うそうです。また、地域にいる病院を辞めた看護師に、サポートを頼むという方法もあるようです。

会長：私は、地域支援のためのメニューはあるが、足りないのではないかと考えています。

委員：精神障害者が利用できるメニューが、どの程度あるか実情は十分認識していません。

委員：現在、精神障害者のためには、土曜日は「地域生活支援センタープラザ」が開いています。日曜日については、何もありませんが、私はピア・カウンセリングが良いと思います。場所を作れるかが問題になります。

会長：ピア・カウンセリングを支援するような施策は府中市にあるのですか。

委員：八王子市では、ピア・カウンセリングの研修等を行っています。

事務局：ピア・カウンセリングは地域生活支援事業の相談支援の中に入っていると理解しています。

- 会 長：今回の計画では、精神障害者への支援を充実し、他の障害とのバランスをとることが最優先だと思います。そのためには佐藤委員が言ったように、市民の理解を進めることが重要です。
- 委 員：以前、足立区に地域生活支援センターを建設する際、反対運動が起きたそうです。しかし、障害者の方々が公園清掃を毎日やっていたため、住民の理解を得られたようです。
- 会 長：他にご意見はありますか。
- 委 員：府中市では、はじめに障害者のプランを策定したころに比べて、親亡き後にひとりで生活している身体障害者、知的障害者は増えていると思います。府中市では、障害の種類にかかわらず、地域で生活するためのシステムが出来てきていますが、そのシステムを知らない人も多いと思います。
- 会 長：しかしながら、調査結果では親亡き後が不安だという意見が多く出ています。
- 副 会 長：1割負担になったことを不安に感じている方が多いと思います。資料3でも、親の所得で負担額が決まることに対する不安、世帯分離をしなければいけない寂しさなどが見られます。資料4の施設調査結果でも金銭面での問題が多くみられます。
- 会 長：その点を踏まえて、どのような提案がしたいですか。
- 副 会 長：1割負担を助成している自治体もあるので、それに近い提案ができれば良いと思います。前回の委員会の資料では、20～30代の方は負担が増えても、サービスの充実を希望していました。しかし、30代から負担することが厳しいという結果になっていました。30代というのは、今まで育ててくれた親が、定年を迎える時期なのだと思います。手当は自立支援法の範囲ではないとのことですが、自立支援法の自己負担額の補助ということで、自立支援法の中の施策で実施してほしいと思います。
- 会 長：自立支援法により1割負担になりましたが、これまでの高いレベルは維持して、低いところは上げていただきたいと思います。この制度になってから、府中市ではありませんが、費用負担の面から悲観して、自殺や心中する人もいました。
- 事 務 局：府中市の場合、相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センターなど、地域生活支援事業の必須事業のうち5つは無料で実施することにしました。また、補装具も1割負担になるのですが、今までと同様に所得税396万円までは市が助成し、平成21年3月まで行います。日中一時支援と移動支援は、平成18年4月から負担がはじまっています。それ以外に、施設への助成、個人への自己負担額の助成は検討中です。
- 会 長：全国的に見て、すばらしいと思います。それ以外で何かご意見ありますか。
- 委 員：自立支援法では、利用者負担が一番のネックになっていることは間違いありません。これをひっくり返さない限り、現状は変わりません。まだ移行期間なので、問題にはなっていませんが、利用負担が発生すると、精神障害者の作業所に通っている人は、ほとんどが通わなくなると思います。また、今後は精神障害の方が退院してくるわけですが、現在でも病院のデイサービスは満員で、退院してきた方の居場所は

地域生活支援センタープラザ、1箇所しかありません。地域生活支援センタープラザでは、相談に応じたり、パソコン教室などを実施していますが、様々な要望に応えられるよう充実すべきだと思います。また、府中市には、知的障害者のグループホームはありますが、身体障害者のグループホームがありません。グループホームは一人暮らしをするための手段にもなります。また、一般就労を考えている方を支援することは重要です。就労移行支援は、現在考えられている報酬額、人員配置では足りず、就労継続支援でも一般就労への可能性を探る必要があります。また、企業とタイアップして、研修を実施することも必要です。

会長：より明確な数値目標等が必要になってくると思います。就労に関して委員が資料を持ってきてくださっています。説明をお願いします。

委員：障害者の就労については、障害者本人への支援はもちろんですが、雇用する事業者への支援も必要だと思います。そのため、市町村が実施している障害者雇用の助成制度を整理してきました。

(委員から、追加資料1「市町村が実施している障害者雇用の助成制度」について説明)

会長：達成していない事業者を取り締まるということも考えられます。

委員：このような助成制度は、府中市では実施しているのですか。

事務局：市独自の助成制度はありませんが、入所施設から就職する場合の就職支度金という制度はあります。3万5千円程度だったと思います。

委員：財政的に難しいのであれば、年齢で区切るなどの方法もあると思いますが、事業者への助成をしていただきたいと思います。

委員：東京都と府中市が共同で、障害者就労支援を行っていると聞いたのですが。

事務局：東京都の補助金がついた府中市の事業であり、心身障害者福祉センターで実施しています。昨年は5人、今年は現在までで5人を就労に結び付けたと聞いています。

委員：その予算は来年度も続くのですか。

事務局：はっきりとは決まっていますが、東京都の3カ年の計画なので、続くと思います。

会長：就労に関しては、本日欠席している委員からのご意見も届いています。事務局から説明をお願いします。

(事務局から、追加資料2「障害福祉計画 就労支援について」について説明)

会長：府中市は就労支援センターを持っているのですか。

事務局：追加資料2の就労支援センターという位置づけではありません。就労支援事業をやっていると理解してください。本協議会では就労移行支援、就労継続支援はだいたいの人数を出して、それに対する取組みを決定することが議題のひとつです。就労支援センターは有効か、就労支援のネットワークを組んだ中で就労支援センターが核となるのか等、議論していただきたいと思います。

委員：企業も参画して、センターの運営に要望や希望を出し、反映できると良いと思います。

委員：私の経験から、豊島区の就労支援センターでは運営会議を毎月やっていましたが、

メンバーに企業が入っていませんでした。町田市では、メンバーに特例子会社も入っていました。府中市も特例子会社がありますので、参加していただくと良いと思います。

委員：障害者の大規模な就職面接会に、精神障害の方が行ったところ、良い企業があったので説明を聞いたら、知的障害者、または身体障害者の方を採用したいと言われたそうです。企業側も望んでいるということですが、精神障害者でも採用してくれる面接会であってほしいと思います。

委員：基本的に東京都の場合、障害ごとの求人はありません。全障害の方を受け入れていただくよう、企業側に話しています。しかし、事業内容、職種によって、どうしても身体障害の方、知的障害の方を考えている場合もあります。また、以前の場合には、障害者の雇用率の問題があったと思います。今年の4月から精神障害の方も、手帳所持者ですが、雇用率にカウントするようになりました、ですので、精神障害の方も、以前よりは面接に行ける割合が高くなったと思います。また、精神障害の方の障害が分かりにくく、いまだに偏見があるということもあります。しかし、良い方向へは向かっていると思います。

会長：他にご意見ありますか。

委員：本計画を策定するにあたっては、どの状態まで支援するかというゴールをしっかりと設定することが重要です。

会長：いい目標値を設定するということです。

委員：お菓子屋では「銀座あけぼの」が、町田市で身体障害、知的障害、精神障害の方を雇用して、工場をやっています。また、資料2の26ページの間9を見て、障害者の方が受け取るお金は、本当に少ないということが分かり、ショックを受けました。また、義足の修理を公的機関に頼んだところ8～10万円かかり、集会か何かで知り合った靴屋に頼んだところ2万円だったという新聞の記事を見ました。このようなことは、一度事業者の選定から外れると、参入できないということがあるので、障害者関連に限らず、1～2年ごとに見直してほしいと思います。また、資料に出てくる用語が分かりません。

会長：委員会の報告は、市民が分かるものにしなければならないと思います。

(6) 次回日程について

会長：それでは、時間もありますので、本日は閉会したいと思います。今後は、これまでにいただいた意見を含めて計画の素案を作成します。もし、言い足りないことがあれば、事務局に意見をお伝えください。この計画をより良いものにするために、府中市へは更なる財政負担をお願いすべきですが、同時に今あるサービスで優先すべきでないもの、不必要なものは、削ることも必要です。ぜひ皆様に検討していただきたいと思います。また、次回は本計画がいかに重要であり、市民全体にも大事であるのかを、市民に伝える方策を考えたいと思います。次回の日程について、事務

局から説明をお願いします。

事務局：第6回は11月8日の午後4時からです。また、第7回は11月29日、第8回は12月7日を予定しています。時間はいずれも午後4時からを予定しています。

会長：本日はありがとうございました。

以上